

こども医療費助成の対象者を 平成27年11月から拡充します。



- ◆3歳から12歳(小学校修了)までの所得制限をなくします。
- ◆12歳(中学校就学)から15歳(中学校修了)までの所得制限を緩和します。

*児童手当の基準と同額になります(扶養人員2人の場合 608万円→698万円)

助成を受けるには?

- 0歳～15歳(中学校修了まで)のこどもに対して、「こども医療証」を交付しますので、お住まいの区の保健福祉センター医療助成業務担当(区役所内)へ申請してください。

※すでに「こども医療証」をお持ちの方は、申請の必要はありません。

助成内容は?

- 保険診療が適用された入院及び通院医療費の自己負担の一部を助成します。

※平成27年10月をもって、入院時の食事代への助成を廃止します。

【所得】	所得区分	0～2歳	3歳～小学校6年生	中学生
698万円	所得制限外			
608万円	所得制限内 (平成27年11月～)	拡 充		
	所得制限内 (～平成27年10月)	前	の 対 象 範 囲	

※所得は、扶養人員2人の場合の制限額です

平成27年11月から対象となります

詳しくは、お住まいの区の保健福祉センター医療助成業務担当(区役所内)におたずねください。